事業所	 听名		<u>西淀川</u> 区障がし		-	変更又は改善内容							
0 相談支援事業所の概	既要		n <i>h</i> F	- -		^ ~ ~							
0-1 実施状況につ	ついて		作 年	手 度		今年度							
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会											
	法人所在地	大阪市東淀川区小松1-14-	1 2										
	事業所名称	西淀川区障がい者相談支援センター	- 「風の輪」										
	事業所所在地	大阪市西淀川区姫島6-3-4	4										
	電話番号	06-4808-3080											
	ファックス	06-4808-3082											
	実施曜日	月~土											
	実施時間	9:00~17:45											
		居宅介護・重度訪問介 相談支援事業所	護事業所、行動援調	護事業所、移動支援事業	所、指定・特定								
	実施法人で実施しているその他の事	事業)、水仙の家(居 こども園(児童発達支 工房(生活介護)、風	宅介護・通所介護 援センター)、風の の輪ホームヘルプ ーブ風の家(共同 <u>5</u>	育所)、風の子児童館(・居宅介護支援)、淡路 の子そだち園・ワークセ ・豊新ホームヘルプ(居 生活介護)、淡路こども 事業・放課後デイ)	こども園・姫島 ンター豊新・風 宅介護事業)、								
	事業所の特長	談支援や療育に関する てきた。また、平成18 区・東淀川区の圏域に の障がい者やその家族 また、西淀川区地域自 門部会に職員を派遣、	助言を行うとともに 年からは市委託相記 おいて行政機関やは からの相談を受け、 立支援協議会におい 運営の中心的役割を に、昨年度に引き	凡等療育支援事業を通じ こ、地域の社会資源として、 談支援事業所として、西 地域の様々な資源と連携 、支援・コーディネと連携 、さば、当初より会長 いては、当初よりまた、 を果たしている。また を 、また 、また 、また 、また 、また 、また 、また 、また 、また 、また	連絡調整を行っ 淀川区・淀川 しながら、地域 に努めている。 引き受け、各専 増加が著しい精	の社会資源との連絡調整を行ってにおいて行政機関や地域の様々なめている。また、西淀川区地域自割を果たしている。平成24年度よく、特に、月2回開催する相談支援	きた。また、平成18年からは市委 資源と連携しながら、地域の障が 立支援協議会においては、当初よ り西淀川区障がい者相談支援セン 爰事業所部会において、新規ケージ 精神障がい者支援のために、引き	地域からの相談支援や療育に関する 託相談支援事業所として、西淀川区 い者やその家族からの相談を受け、 り会長を引き受け、各専門部会に職員 ターとして、区内全ての障がい児・ラスト スや困難ケースへの対応、指定相談支 続き、精神障がい者生活総合応援チャ	・淀川区・東淀川区の圏域 支援・コーディネートに努 員を派遣、運営の中心的役 者の地域生活を支えるべ 援事業所への助言等、活				
0-2 事務室等に	ついて												
	事務室				■ 共用			□ 専用	□ 共用				
	相談室			6 m² □ 専用	■ 共用				□ 共用				
	その他				□ 共用				□ 共用				
0-3 職員の状況				I					1				
		常勤職	—————————————————————————————————————	非常勤職	 員			非常勤職員					
		専任	 兼務	専任		専任		専任					
		1人	0	3人		2人	0		2 人				
		内当事者 0 人				内当事者0人							
0-4 職員の勤務係	体制	<u> </u>		l l				-					
		月〜土の勤務 9:00〜	17:45										
0-5 ピアカウン	セリンクの実施状況												
		障がい名	実施曜日	実施印	守間	障がい名	実施曜日	実施時間					
		知的障がい	不定期										
			1			1							

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般 1-0 理念・基本方針	一	今 年 度
	先駆的・開拓的福祉活動をおこなってきました。常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持った保育、療育、介護をおこなうとともに、利用者が家族とともに、地域で当たり前に暮らすために必要な支援を実施しています。 風の輪はこの法人としての理念・基本方針と連動し、障がいを持つ人と、その家族が自然に、あたりまえの生活ができるような環境づくりのお手伝いをしています。 <基本方針> ① 支援を行う場合には、その人の意思や感情表現、自己表現を大切にし、人との信頼関係を基盤とした自信や意欲をもてるように援助し、本人と家族、身近な人たちとの間に気持ちが通じ合う良い人間関係を作れる事を第一に考えます。	た。常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持った保育、療育、介護をおこなうとともに、利用者が家族とともに、地域で当たり前に暮らすために必要な支援を実施しています。 風の輪はこの法人としての理念・基本方針と連動し、障がいを持つ人と、その家族が自然に、あたりまえの生活ができるような環境づくりのお手伝いをしています。 <基本方針> ① 支援を行う場合には、その人の意思や感情表現、自己表現を大切にし、人との信頼関係を基盤とした自信や意欲をもてるように援助し、本人と家族、身近な人たちとの間に気持ちが通じ合う良い人間関係を作れる事を第一に考えます。 ② その上で、具体的な支援のあり方を提案し、関係機関との連携・調整を行います。 ③ 個別支援会議を最重視し、関係者がそれぞれの領域にとらわれず、利用者第一の考えに基づいた意見・提案が行われるような環境づくりに取り組みます。 ④ 障がい (児) 者についての研修や勉強等の自己研鑽を続けます。 ⑤ 行政・相談機関・事業者・当事者・地域の人たちがネットワークを作り、本人主体という視点で福祉サービスや地域でのシステムの在り方を検討していく中心的役割を果たすべく、地域自立支援協議会の活性化に取り組みます。

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容						
1-1 運営体制 1-1-① 事業運営の評価	昨年度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	今年度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)						
事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取組みを示す中・長期的な計画が定められている。	法人の理念・基本方針と連動し、本人や家族との信頼関係を得る・本人の意思を尊重(意思決定支援)し、各社会資源との連携を行う・地域福祉の向上に努める等を実現するための計画を定めている。							
中・長期的な計画を踏まえ b た年度ごとの事業計画を策 定している。	a)と連動した年度ごとの事業報告や事業計画を作成し、法人理事会にて承認を受けている。	5						
中・長期計画、年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	年度末には報告書を作成し、実施内容の検討・反省・評価を行っている。特に個々の支援内容については利用者や家族、担当者会議等からの聞き取りを行い、満足度はどうかやニーズに合ったものになっているのか等を確認している。	か、次年度へ向けての話し合いも同時に行っている。						
事業の評価の結果は、次期 計画に反映している。	特に反省点については、内部で議論し、次期計画に改善策を盛り込んでいる。	4						

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容							
1-2 適切な相談支援の実施 11-2-① 自己決定の尊重	昨年度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	今 年 度 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)						
必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	事前の情報提供は、可能な限り本人が理解できるよう工夫するとともに、 日中施設や余暇活動、居宅支援等の体験・経験の機会を確保することで、 利用者や家族の主体的な意思決定の環境を整えている。	5							
障がいに応じたコミュニ b ケーション手段を保障して いる。	事業所紹介のパンフレットの拡大やルビうちをおこない、写真や絵を使った苦情窓口を設置している。また、特に知的障がいをお持ちの方の場合、本人の行動・視線・態度等から気持ちを推察し、伝えてあげる事で本人の意思に近づく努力をしている。 4	3	視覚障がいの方や聴覚障がいの方に対するコミュニケーション方法については、まだまだ手段は不足していると認識しているので、他事業所での取り組みを参考にしていきたい。						
	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)						
相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパッフェントが図られるよう努めている。	支援を考える、あるいは進めるにあたっては、常に利用者を信じる事が重要と考える。そのためには何もかも手伝うのではなく、一緒に考え、結果を共有するという姿勢で取り組んでいる。 5 いかに利用者本人の「やりたい事」「やれる事」を一緒に考え、具体的に提案できるかが課題になる。	4	本人中心の支援、すなわち本人のニーズに応じた援助を行うべく、専門家が各分野の専門性を発揮し、連携を取り合う 支援をコーディネートする。まず本人が発信する、発信しやすい環境を整えることが、本人のエンパワメントに繋がる ため、さらに努力していく。						

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容						
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)						
意思伝達に制限のある人の 場合、手話や点字、筆談、 映像を利用するなど、その 人に合った個別のコミュニ ケーション手段を検討し、 それに基づく対応を行って いる。	行動等からの推測、筆談、写真、コミュニケーションボードなどを使った個別の対応はもちろん、身体、精神的障がいをお持ちの方々への対応は、PSWの配置や、他の相談支援事業者との連携を図りながら行っている。 今後の課題は、点字や手話の対応について検討して行く事。	3 点字や手話対応については、検討できていない。他の相談支援事業所での取り組みを参考にしていきたい。						
一度の面接では意思確認等 が困難であるような、著し く意思伝達に制限のある人 の場合、日常的な関わりを 通じて、その人固有のコ ミュニケーション手段やサ インの発見と確認を心がけ ている。	びんなに重度の方でも、その行動や表情には意味がある。推測と確認を繰り返す事で、その人の気持ちに寄り添う事ができる。法人が大事にしている理念のもと、常に本人の意思決定支援に心掛けている。 5							
意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるよう。 なだう環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	日常利用者と関わっている施設職員、事業所職員や家族・知人等との連携や聞き取りはもちろんであるが、行動や表情を一緒に推測し、気持ちを確認していく事も大事であると考えている。 手話の対応はまだないが、通訳者を受け入れる事は必要であり、視力障がいの場合も専門機関との連携を考える。							

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容						
1-2-④ 権利擁護	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)						
相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を では、常に利用者の立場を 擁護し、ニーズ表明を支 選・代弁することにより、 問題解決力や様々な支援を 活用する力を高めている。 ような支援に努めている。	言葉が出ない、あるいは言葉が話せても十分に気持ちが伝えられない、嫌と言えない利用者のしんどさや苦しみをまず理解する事から支援を考え、 代弁を行う事が重要と考えている。その積み重ねが利用者との信頼関係を 深め、本人の力を高めていく事に繋がると考える。	4						
人権侵害が発生した場合に はその解決のために積極的 に対処している。	発生はもちろんの事、疑いであっても利用者の代弁者として、迅速に行政機関・専門機関と連携しながら積極的に対処を行っている。特に最近、福祉的というより、営利的な事業所の存在も見受けられるようになり、今後もこの問題にはしっかり取り組んでいく。	5 西淀川区内で発生した事案については、行政とともに、今後も支援を行う。						
虐待が危惧される場合は、 。関係行政機関と連携し適切 な対応を行っている。	利用者が虐待をうけている可能性がある場合はもちろん、疑われるような 状況が見られた時、通報を受けた時などにおいては、迅速に関係行政機関 と連携し、聞き取り調査やコアメンバー会議などに参加し、対策を検討 し、区相談支援センターとしての対応を行っている。	5 西淀川区内で発生した事案については、行政とともに、今後も支援を行う。						

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容					
1-3 地域・他機関との交流・連携 1-3-① 他の関係機関との連携	昨年度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	今 年 度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、 a様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	地域自立支援協議会の会長、生活就労部会、相談支援事業所部会の部会長を務めている。全体を通じて権利擁護の観点からの運営に心掛け、事例検討や勉強会等を提案し、活性化と各参加機関相互の連携をはかっている。	地域自立支援協議会の会長、生活就労部会、相談支援事業所部会の部会長を務めている。本人主体の新たな地域社会を 目指し、事例検討や勉強会等を積極的に提案・実施し、活性化と各参加機関相互の連携をはかり西淀川区内での課題解 決に取り組んでいる。特に、相談支援事業所部会については、その中核と位置付けている。 本人主体の新たな地域社会を目指して、地域自立支援協議会の中心的な役割をこれからも果たしていく。引き続き、具体的に課題や取り組みを提案していく。					
協働する関係機関や関係団 b体等が増え、連携が深まっている。	相談支援をすすめていく中で、区内の各機関・団体・個人(フォーマル・インフォーマル含め)との協働が増えてきている。また、自立支援協議会の活動を通じ、区身体障がい者協会や学校・幼稚園・保育園等の教育機関等とも連携を深めている。	今年度は従来の関係機関・団体に加え、指定・特定相談支援事業所が区内に数か所設立されたため、区センターとして相談支援の基本方針や方向を話し、具体的にケース検討や勉強会を実施。今後の設立予定も聞いているので、区内の障がい児・者の地域生活支援のため、お互いに切磋琢磨していく。 (実書時の要援護者対策として、西淀川区内ではモデル地域での「災害時要援護者個別支援プラン」作成が進んでいる。このプラン作成のアドバイザーとして自立支援協議会生活就労部会参加機関が依頼を受ける。区内通所事業所に協力を依頼し、各地域活動協議会との連携をコーディネートし、プラン作成だけに留まらず、地域住民が障がいの理解を深める機会と考え、取り組んでいく。					
1-3-② 地域の障がい者の状況把拠		評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課 a 題はおおむね把握できている。	課題の一つとして、区内の生活介護事業所他の日中施設にあまり空きがなく、短期入所、ケアホーム等の資源も少ないという現状がある。また、相談支援事業所も当センターを含め2か所であり、26年度に向けた体制も課題である。 1 相談支援体制については、行政とも話合いを持ち、区としてどうしていくかの検討を続ける。	区内の生活介護事業所他の日中施設にあまり空きがなく、短期入所、ケアホーム等の資源が少ない現状に変わりは無いが、相談支援事業所は徐々に増えていく見込みである。 4 相談支援事業所が増える事と並行して、事業所間の連携は勿論、区内の課題を共有し課題解決に協働で取り組む体制を整えていく。					
障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	自立支援協議会のこども部会では教育機関との定期的な会議を開催し、就学前、就学後の連携などの問題を検討。生活就労部会では、ハローワークや精神医療機関、あんしんサポートとの勉強会等を開催し、実情や課題を検討している。 担握したニーズをどう具現化するか、実動の段階での具体的な連携をさらに強化していかねばならない。	自立支援協議会のこども部会では教育機関との定期的な会議を開催し、就学前、就学後の連携などの問題を検討し、同時に障がい児やその親のニーズの把握に努める。生活就労部会においても、区社協や医療機関も加え、定期的な事例検討や勉強会の企画を行った。 《実際の主義を関係し、就学前、就学後の連携などの問題を検討し、同時に障がい児やその親のニーズの把握に努める。生活就労部会においても、区社協や医療機関も加え、定期的な事例検討や勉強会の企画を行った。 《実際の主義を関係し、就学前、就学後の連携などの問題を検討し、同時に障がい児やその親のニーズの把握に努める。生活就労部会においても、区社協や医療機関も加え、定期的な事例検討や勉強会の企画を行った。					

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容					
	計画相談の依頼や地域からの連絡等で、障がい制度やサービスにつながっていない方々の相談にのる事も増えてきている。		西淀川区内の相談センターとしての認知度は、具体的なケース相談を通じて、地域包括支援センター、西淀川区生活支援課、医療機関の相談員へと拡がりつつある。				
アウトリーチ活動に取り組 むことにより、ニーズの把 握に努めている。	4 区障がい者相談支援センターとして、さらに認知度を区内で上げていく必要がある。	3	区障がい者相談支援センターとして、さらに認知度を区内で上げていく必要がある。そのためにも地域活動協議会等、 地域の諸団体との関係づくりに端緒をつける。				
	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)				
	区内の事業所はほぼ把握できている。専門相談機関については人権・成年 後見・精神医療等必要に応じて利用・相談を行っている。	н шил					
サービス提供事業所や専門 相談機関を把握している。	5 区内のサービス提供事業所・機関の中で地域自立支援協議会に参画していない所については、積極的に呼び掛けを行う必要がある。	4					
学校園・ハローワークなど b 関連機関の情報を収集して いる。	自立支援協議会を通して福祉関係機関に加え、教育機関との定期的な会議を開催し、問題把握、情報交換を行っている。今年度は、ハローワーク職業指導官を講師に招き「西淀川区の就労状況」などについての勉強会を行った。	4	自立支援協議会を通して福祉関係機関に加え、教育機関との定期的な会議を開催し、問題把握、情報交換を行っている。また、淀川地域生活・就労支援センターより、就労者に関する事例検討を行い、就労に関しての問題点等を話合った。				
民生委員、地域ネットワー 。ク委員、ボランティア団体 などを把握している。	区保健福祉センター、区社協、地域活動協議会を通して概ね把握しているが、まだまだ不十分な点があることも事実である。 まだまだ、区障がい者相談支援センターとしての認知度や機能・役割を積極的にアピールしていく必要がある。	3	区障がい者相談支援センターとしての認知度や機能・役割を積極的にアピールしていくために、民生委員の研修会に年2回参加、また地域ネットワーク委員に変わって平成26年4月から活動を始める「見守りネット倶楽部」の勉強会に参加し、サポーターの方々への講義を今後行う予定。 区障がい者相談支援センターとして、さらに認知度を区内で上げていく必要がある。そのためにも地域活動協議会等、地域の諸団体との関係づくりに端緒をつける。				
駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	西淀川区交通町づくりプロジェクトに参加し、情報提供したり、新しい情報を得たりしている。	3	西淀川区4者会議(西淀川区内の児童子育て関係施設代表者、西淀川区包括支援センター、西淀川区障がい者相談センター、区社会福祉協議会)を定期的に行い、子ども、障がい、高齢に置ける共通の課題抽出を行っていくが、その中で施設における設備情報を収集していく。				

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容					
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
既存のサービスの活用だけではなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	既存資源の改善については、自立支援協議会の権利擁護委員会等を通じ、 事例検討を行っている。 事例検討を権利擁護ガイドラインという形にまとめて、区内事業所の質向上につなげていければと計画している。開発に関しても自立支援協議会にて今後議論していくと同時に、区センターとして独自に地域向けに精神関係の専門相談窓口を設けた。	3	権利擁護ガイドラインの作成に引き続き取り組んでいく。					
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけることが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	行政も含めた他機関と連携、会議(外部・内部)を重ねながら、支援困難事例に積極的に対応している。また、アセスメントについては本人の主体性を尊重した視点に基ずいた分析を行う事で解決の糸口を探っている。 5	5						
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	まだまだ、区障がい者相談支援センターとしての認知度や機能・役割を積極的にアピールしていく必要がある。 【保健福祉センターや区社協、居宅介護事業所等にパンフレットを置かせてもらい、紹介をお願いするとともに、地域活動協議会にも行政とともに顔を出す等周知を図っていきたい。	3	地域活動協議会が災害時要援護者個別避難計画を作成する際に積極的に関わりを持ち、地域住民への周知をはかっていきたい。また、民生委員さんの勉強会への参加や地域ネットワーク委員に代わる地域見守り隊との懇談を通じて、積極的にアピールを行う。					
地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい 者が地域で共に生きていく 意義をはじめ、啓発的活動 に積極的に取り組んでい る。	地域アクションプラン委員会を通じた「福祉フェスタ」やその他福祉関係の催しへの参加や防災訓練等を通じ、地域住民と障がい児・者が地域で共に生きていく啓発活動に取り組んでいる。 今後、地域活動協議会との連携をしっかりとり、地域の障がい児・者への理解を深めてもらう活動を一緒に考えていきたい。		見守りネット倶楽部のサポートや民生委員との勉強会、地域活動協議会との話し合い等を通じて、障がいの理解、共生 の意義等積極的に啓発活動を行っていく。					

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	昨年度	今 年 度
	昨年度 取り組み内容 ①ガイドヘルパー養成講座開催(平成25年5月)22人資格取得 ②月1~2回のケース検討会・研修を事業所内で行い、相談支援専門員としての力量向上をはかっている。 ③サービス利用計画作成に関して、近隣の指定相談事業所や地域活動支援センター(生活支援型)に集まってもらい、選別会議を開催した。	京 年 度 取り組み内容 ①ガイドヘルパー養成講座開催(平成26年5月)22人資格取得 ②月1~2回のケース検討会・研修を事業所内で行い、相談支援専門員としての力量向上をはかっている。 ③サービス利用計画作成に関して、近隣の指定相談事業所や地域活動支援センター(生活支援型)に集まってもらい、相談支援部会を月2回行い計画相談作成の選別に加え、ケース検討、困難事例検討、相談員からの希望に応じた勉強会を行ってきた。 ④淀川4区(西淀川・淀川・東淀川・此花)相談支援ネットワーク会議(4区の委託・指定相談支援事業所の集まり)の代表を務め、地域における障がい福祉サービスの現状把握・問題点や課題について意見交換、情報交換、事例検討を行った。(2ヵ月に

事業所名		<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター 変更又は改善内容																				
2 日々の相談支援業務2-1 継続支援対象者数①継続的な委託相談支援を行った実人数(指定相談支援を行った実人数)	で極む除く)					平成2	4年度					平成25年度										
障がい種		前年度末の	の登録者数	y 当年	F度新規登 「	登録者数	当年度	登録解除者	数	i年度末登	録者数		度末の登録	 :者数	<u>``</u>	 当年度新規登錄	 录者数	当年原			 当年度末登録者	 f数
				1							1				1		1	.,,		1	. , , , ,	1
聴	. 覚			1		1					2				2		2			2		2
身体障がい 肢	体			13		8			8		13				13		14			11		16
内	部														0		0			0		0
	計			15		9			8		16				16		17			14		19
知的障が	(1)		1	92		69			58		203				203		42			95		150
精神障が	(1)			27		28			17		38				38		34			25		47
障がいり	尼		1	06		25			123		8				8		16			2		22
重複障が	(1)														0		19			0		19
その他	Ļ					3			2		1				1		1			1		1
合	計		3	40		134			208		266				266	_	129			137		258
②指定特定相談支援を実施した	美人数	身体障	がい	知的障	がい	精神隨	章がい	重複隨	章がい	言	+	身体	障がい		知的障が	いない	精神队	章がい	重複障	がい等	計	
			21 人		41 人		21 人		17 人		100 人		1	5 人		58 人		30 人		31 人		134 人
2-2 相談支援内容						平成2	4年度															
①延べ相談件数					知的障 精神障 重複障 その作					身体障がい						その他(児含						
	ŀ	視覚		肢体	内部	計	がい	がい	単版学がい	その他	計	視覚	聴覚		肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	ま)	計
福祉サービスの利用援助		0	0	97	0	97	644	129	0	26	896	1		2	82		85	449	317	184	32	1067
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	97	0	97	644	129	0	26	896	1		2	82		85	449	317	184	32	1067
社会資源を活用するための支	援	0	0	8	0	8	81	28	0	9	126			1	4		5	58	41	9	6	119
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	8	0	8	81	28	0	9	126			1	4		5	58	41	9	6	119
社会生活力を高めるための支	援	0	0	2	0	2	48	27	0	69	146				10		10	47	27		3	87
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	2	0	2	48	27	0	69	146				10		10	47	27		3	87
ピアカウンセリング		0	0	1	0	1	0	0	0	0	1						0					0
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1						0					0
権利擁護のために必要な援助		0	0	0	0	0	19	4	0	0	23				2		2	48	7			57
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	0	0	0	19	4	0	0	23				2		2	48	7			57
専門機関の紹介		0	0	0	0	0	7	6	0	0	13				1		1	5	5			11
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	0	0	0	7	6	0	0	13				1		1	5	5			11
その他		0	0	5	0	5	17	4	0	0	26				9		9	19	2		1	31
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	5	0	5	17	4	0	0	26				9		9	19	2		1	31
合計		0	0	113	0	113	816	198	0	104	1231	1		3	108	0	112	626	399	193	42	1372
うち、継続的な支援対象者の	の件数	0	0	113	0	113	816	198	0	104	1231	1	Ia	3	108	0	112	626	399	193	42	1372
②相談の実施方法		来所相談	電	話相談		訪問相談		その他		合計		来所相	談		電話相談		訪問相談		その他		合計 	
		146 件	7	50 件		330 件		5 件			1231 件	162 🖞	#		942 件		252 件		16 件			1372 件

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
2-3 日々の相談件数の分析	平成24年度	平成25年度
	な知識や情報が必要なケースがあり、連携しているACT-ひふみの力を借りながら対応。 ・権利擁護に関する相談が増えてきている。特に成年後見制度の紹介や 実際の申し立て支援(書類作成や家裁への同行等)を行うケースが増え つつある。 ・福祉サービスの援助においては、居宅介護事業所や日中施設の紹介や	・昨年に引き続き権利擁護、特に虐待ケースが増え、区役所と連携して対応する。成年後見申し立てに関しての相談や実際の申し立て支援も多い。 ・精神障がい者からの相談が引き続き増えている。不安が高じ、日に何度も連絡があるケースや、医療と連携するケース、ひきこもり・アルコールといった専門的な対処を必要とするケースに対応している。 ・昨年同様、委託相談にしても計画相談にしても、複雑な家族関係の調整や制度面での重複した問題を抱えているケース支援が多く、限られた時間と人数の中で、どこまで丁寧な支援が出来たのか、反省もある。

事業所名			<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容				
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		兄	<u> </u>						平成25年			
①実施状況		入居斡旋件	 :数				入居斡旋件数	t l			緊急対	 · 応件数
	身体障	がい			13 人					4 人		
	知的障	がい			159 人	6 件				118 人		2 4
	精神障	がい	1 件		20 人			3 件		20 人		7 作
	重複障	がい								10 人		
	その	他										
	計		1 件		192 人	6 件		3 件		152 人		9 作
②緊急対応の内訳			時間帯別		平日・休日別		時間帯別			平日・休日別		
		夜間出動			休日出動		夜間出動		9 件	休日出動		
		日中出動		6件	平日出動	6 件	日中出動		0 11	平日出動		9 1/2
		合 計	到亚盐型	6 件	合 計	6 件	合 計		9 件	合 計		9 1/2
			動要請者		出動内容	T /th		出動要請者		1十寸がなる40円	出動内容	1 1
		本人 家主			病気・けが等の発生 精神症状の悪化	5 17	本人 家主			・けが等の発生症状の悪化		1 4 8 4 8 4 8 4 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1
		<u> </u>			雨仲延払の悪化 日常生活上のアクシデント		近隣			<u> </u>		8 1 ²
		型際 警察・消防			ロホ生品上のアクシアンド <u></u> 家事・災害等		警察・消防			<u> </u>		
		医療機関			ズザーグロマーーーーー 近隣からのクレーム	1 件	医療機関			からのクレーム		
		その他			その他	1 11	その他		2 件 その			
2-5 業務委請	託料の収支精算につい							l	ļ			l
①歳入				平成24	l年度				平成25年	度		
	科目	金	 額		内 訳		金	—————————————————————————————————————		内	訳	
	業務委託料			82,000 円					382,000 円 住宅支援事美			
	預金利子			0 円								
	その他		2 00	22,488 円 繰入分	<u> </u>			1	839,466 円 繰入金			
					<u>E. </u>							
(A.F. III	合 計		15, 50	04, 488 円	r in			10,	221, 466 円			
②歳出	A 1		play*	平成24			^	obst*	平成25年		∴ H	
	科目	金		_	内 訳		金		_	<u> </u>	訳	
	人件費			59, 433 円					911,711 円			
	常勤職員人作	<u>-</u> 費	4, 21	16, 204 円				8,	750, 466 円			
	非常勤職員人	牛費	9, 05	53,229 円				5,	161,245 円			
	その他			0 円								
	物件費		2, 03	85,055 円				1,	309,755 円			
	福利厚生費								88,000 円			
	旅費交通費								69,800 円			
	研修費								35,300 円			
	消耗品費								74,832 円			
	印刷製本費								53,984 円			
	光熱水費								150,000 円			
	通信運搬費								413,510 円			
		<u></u>										
	手数料・雑乳	₹							24, 417 円			
	器具什器費								35, 394 円			
	修繕費								3,500 円			
	不動産賃借料	}							90,538 円			
	業務委託費								248,500 円			
	損害保険料								21,980 円			
	合 計		15, 30	04, 488 円				15,	221,466 円			

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について 区における全般的な課題についての現 状認識及びその解決・改善に向けた提 案・提言など	昨年度	今 年 度
		区内には、13の通所事業所があるが、一部を除き、ほぼ定員に達している。また、グループホームや精神科医療機関も少ない上に緊急時に対応できる短期入所施設は皆無といった状況である。そのため、近隣区にある施設に繋いでいく事もめずらしくない。障がい者自身が高齢化しており、家族からの独立や親の入院等で短期入所を考えなければならないケースが増えており、受け入れ先を探すのには大変な労力が必要。増えてきている特養や高齢者専用住宅に、ある程度受け入れてもらう事ができないものか、介護保険との制度上の違い・障がいの理解不足や、質の問題等、乗り越えなければならない事はたくさんあるが、高齢者支援機関の集まりとの連携で改善に向かう事ができないものか検討していく必要がある。 相談支援体制の整備が急務である。区の障がい児・者全ケースが計画相談になっていくわけで、指定相談支援事業所とともに本人主体、本人発信のニーズを地域も含めた関係先がネットワークを組んで支援できるよう、相談支援の質向上に全力を挙げていく必要がある。自立支援協議会相談支援事業所部会が行政と協働しながら、すすめていく。 西淀川区だけの問題ではないが、障がい福祉サービス事業所(日中・居宅介護等全て)の質の問題にも取り組む必要性を感じる。権利擁護の視点から利用者の人権や権利が守られているのか、自立支援協議会を中心に、区内事業所の集まり等で事例検討や勉強会を行っていく。

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容 今年度			
4 自己評価を終えて 4-1 区協議会での報告	昨年度				
	平成25年11月18日	平成26年11月21日			
出席者からの意見					
0 相談支援事業所の概要	特になし	特になし			
1 事業運営全般	・視覚障がい者、聴覚障がい者に向けてのコミュニケーション手段の保障については、メールでテキストファイルを送ったり、パソコンで音声ファイルを作成するなどの手段を利用してはどうか。と言う意見があった。 ・自立支援協議会の活性化への評価は、平成25年度の内容になっているので、平成24年度の内容にするべきだ。と言う意見があった。 ・委託料の殆どが、人件費に使われているのは、運営厳しい状況ではないのか。	地域の居場所づくりの活動に対して、西淀川区社会福祉協議会より、「社協のボランティア事業とコラボレーションし、居場所づくりの活動を手伝えるような体制を整えましょう。」という提案を受けた。 取り組みの第1歩として障がい者支援ボランティア育成のための講座について来年度検討する事になった。			
2 日々の相談支援業務	<u> </u>	昨年度は、西淀川区内の指定・特定相談支援事業所は2カ所だったが、今年度になり事業所が4カ所増え計6カ所となった。相談支援体制が徐々に整いつつあるのでないかと実感している。 委託相談支援事業所としては、今まで以上に、事業所の後方支援、相談員のための勉強会、相談支援事業所間の連携強化などの業務を大切にし、事業所が増えていっても利用者に対して丁寧な援助、本人を主体とした計画相談を目指す。 また、計画相談だけではなく、本来の意味である数々の困りごとの相談に丁寧にのっていく事を求められた。			
3 区における地域課題について		同居中の家族の緊急時には、本人の意思確認や本人が状況を理解するのを待つ余裕もなく、短期入所を利用する事になる。西淀川区内には、短期入所先がないため、他区や他市に緊急で入所する。せめて日中通所している先を継続して利用する事が出来るように調整出来れば、本人の不安や緊張を和らげることができるが、実際はなかなか難しいのが、現状である。 そこで、それに代わる社会資源として、高齢者施設を共有できないか、あるいは家庭的な環境を整備し、緊急だけではなく、宿泊体験が気軽に出来る施設を、最近区内に多くみられる空き家を利用し、自立支援協議会モデルとして実験的に宿泊体験施設経営に取り組む事が提案された。これらの事を実現するためには制度上の違いや障がいの理解等問題が山積みだが、行政とも連携しながら区独自の社会資源を開発していきたい。			

事業所名	<u>西淀川</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨年度	
	て丁寧な援助を目指していくことで、西淀川区の相談支援の体制をしっかり構築	西淀川区の相談センターとして何度か行ってきた自己評価のプレゼンテーションだが、今回ほど出席された皆様から、社会資源開発のための具体的な意見を多くいただいたのは初めてだった。参加者から積極的な意見をもらうことが出来たのは、継続して自立支援協議会を開催してきたことで、区内の課題を参加者が把握出来た事、委託相談支援事業所として西淀川区内で「風の輪」の周知が広がった事が影響しているのではないかと考える。今回、皆様から提案いただいた社会資源開発の実現を目指し、今後も継続して委託相談支援事業所としての認知度を上げていき、西淀川区内の事業所との連携を強化し、利用者に対して丁寧な援助を目指していくことで、西淀川区の相談支援の体制をしっかり構築していきたいと思っている。